

平成 26 年 10 月 31 日

会員 各位

東京都千代田区四番町 1 1 番地 3  
ヴェネオ四番町 2 階  
一般社団法人 日本自動車旅行ホテル協会  
会 長 當 麻 勝 敏

## ご 案 内

平素より当協会の活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。  
さて、警察庁より当協会へ、「風営法内閣府令の一部改正のお知らせ」が届きましたので、  
会員の皆さまへご通知致します。

改正では、従業員名簿への本籍地の都道府県（外国籍は国籍）の記載が不要になりました  
が、確認書類においては、本籍地の都道府県が記載されている書類が必要なため、従前  
の風営法とほとんど変わっておりませんので、会員の皆様におかれましてはご注意ください  
いますようお願い致します。

なお、従業者名簿の記載事項と確認事項の詳細については、下記をご参照ください。

### **（従業者名簿の法的に定められた必要記載事項）**

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 現住所
- ・ 職種
- ・ 採用年月日
- ・ 退職年月日

※改正により、本籍地の都道府県（外国籍は国籍）の記載は不要になりました。

### **（確認事項として、下記書類の写しを名簿に添付しておくが良い）**

日本籍の従業者は、生年月日、本籍の都道府県が記載されている書類。

例) 住民票、運転免許証

外国籍の従業者は、生年月日、国籍、在留資格が記載されている書類。

例) パスポート、在留カード（永住者は住民票）

※重要：書類写しに、確認日を記載しておく。（コピーした日）